2　令第六条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあっては、主務大臣等が定める者を除く。）とする。

一　前項第一号に掲げる法人等　令第六条第二項第一号に規定する受信者連結基準法人等の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二　前号に掲げる法人等以外の法人等　同号に定める者に類する者（受信者連結基準法人等）

第十一条の八　令第六条第二項第一号に規定する連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一　連結財務諸表提出会社

二　法第五十三条第二項の規定その他これに類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）

三　金融商品取引法又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

（商工組合中央金庫の子会社等）

第十二条　（略）

一　商工組合中央金庫の子法人等（令第七条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

二　（略）

（商工組合中央金庫又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）

第十二条の二　法第二十三条第三項及び第四十条第九項、令第六条第五項並びに第六十九条第十六項、第七十条第六項、第七十三条第四項、第七十三条の二第四項、第七十六条第三項、第七十八条第五項及び第九十条第八項において準用する法第十四条（次項において「準用法第十四条」という。）の規定により、商工組合中央金庫又はその子会社（法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が取得し、又は保有する議決権（法第八条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第三十一条並びに第八十四条を除き、以下同じ。）に含まないものとされる主務省令（令第六条第五項並びに第六十九条第十六項、第七十条第六項、第七十三条第四項、第七十三条の二第四項、第七十六条第三項、第七十八条第五項及び第九十条第八項において準用する法第十四条の規定にあっては、経済産業省令・財務省令・内閣府令。次項において同じ。）で定める議決権は、次に掲げる株式等（株式又は持分をいう。以下同じ。）に係る議決権とする。

一　有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第七十条第二項第七号及び第三十五号において同じ。）を営む金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）及び外国の会社が業務として所有する株式等

（新設）

（商工組合中央金庫の子会社等）

第十二条　法第二十三条第一項第二号に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一　商工組合中央金庫の子法人等（株式会社商工組合中央金庫法施行令（以下「令」という。）第七条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

二　（略）

（新設）